

金ヶ崎町告示第16号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

金ヶ崎町長

金ケ崎町条例第3号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和59年金ケ崎町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定年) 第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、金ケ崎町国民健康保険診療施設設置条例（昭和30年金ケ崎町条例第22号）第2条に定める診療施設において医療業務に従事する医師及び歯科医師は、 <u>年齢70年</u> とする。	(定年) 第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、金ケ崎町国民健康保険診療施設設置条例（昭和30年金ケ崎町条例第22号）第2条に定める診療施設において医療業務に従事する医師及び歯科医師は、 <u>年齢65年</u> とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。